株主各位

東京都千代田区大手町一丁目3番2号 カブドットコム証券株式会社 取締役代表執行役社長 齋 藤 正 勝

# 第13回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第13回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面又は電磁的方法(インターネット等)によって議決権 を行使することができますので、後記の株主総会参考書類をご検討いただき、議決権行使書用紙 に議案に対する賛否をご表示のうえ、折り返しご送付くださるか、次頁のご案内に従って電磁的 方法により議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬具

記

- **1. 日 時** 平成24年6月24日(日曜日)午後1時

日経ビル 3階 日経ホール

3. 目 的 事 項

**報 告 事 項** 第13期(自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)事業報告及び計算 書類報告の件

決 議 事 項

議 案 取締役7名選任の件

- ※ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいます ようお願い申し上げます。
- ※ 株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (アドレス http://kabu.com) に掲載させていただきます。

#### 4. 招集にあたっての決定事項

- (1) 議決権行使書用紙のご返送は、平成24年6月23日(土曜日)午後5時までに到着するようにご投函ください。
- (2) 電磁的方法による議決権行使は、平成24年6月23日(土曜日)午後5時までの受付となります。
- (3) 電磁的方法によって複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効なものとします。
- (4) 議決権行使書用紙並びに電磁的方法により議決権が重複して行使された場合は、電磁的方法による議決権行使を有効なものとします。

以上

## 〈〈電磁的方法 (インターネット等)による議決権行使について〉〉

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご了承のうえ、当社の指定する議決権行使サイト(http://www.evote.jp/)より議決権をご行使いただきますようお願い申し上げます。なお、ご不明な点がございましたら、お早めに下記へルプデスクへお問い合わせください。

記

#### 1. 議決権行使サイトについて

- (1) インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォン又は携帯電話(i モード、EZweb、Yahoo!ケータイ) ※ から、当社の指定する議決権行使サイト (http://www.evote.jp/) にアクセスしていただくことによってのみ実施可能です。(ただし、毎日午前2時から午前5時までは取扱いを休止します。)
  - ※「iモード」は(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ、「EZweb」はKDDI(株)、「Yahoo!」は米 国Yahoo! Inc.の商標又は登録商標です。
- (2) パソコン又はスマートフォンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。
- (3) 携帯電話による議決権行使は、iモード、EZweb、Yahoo!ケータイのいずれかのサービスをご利用ください。又、セキュリティ確保のため、暗号化通信(SSL通信)及び携帯電話情報送信が不可能な機種には対応しておりません。
- (4) インターネットによる議決権行使は、平成24年6月23日(土曜日)の午後5時まで受付けいたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等がございましたらヘルプデスクへお問い合わせください。

- 2. インターネットによる議決権行使方法について
- (1) 議決権行使サイト (http://www.evote.jp/) において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
- (2) 株主様以外の第三者による不正アクセス ("なりすまし") や議決権行使内容の改ざんを 防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお 願いすることになりますのでご了承ください。
- (3) 株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」及び「仮パスワード」をご通知いたします。
- 3. 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用(インターネット接続料金・電話料 金等)は、株主様のご負担となります。又、携帯電話をご利用の場合は、パケット通信料・ その他携帯電話による料金が必要になりますが、これらの料金も株主様の負担となります。

システム等に関するお問い合わせ 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部(ヘルプデスク) 電話 0120-173-027(受付時間 9:00~21:00、通話料無料)

以上

## (機関投資家の皆様へ)

株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、上記のほか、当社株主総会における電磁的方法による議決権行使方法として、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

## (提供書面)

# 事業報告

( 自 平成23年4月1日 ) 至 平成24年3月31日 )

## 1. 会社の現況

## (1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当事業年度の株式相場はラスト3ヶ月での逆転高となりました。3.11東日本大震災の影響も濃く、期初9,700円台で始まった日経平均株価は7月には1万円の大台を回復する場面もありましたが、ギリシャの財政危機に端を発する欧州債務危機や米国の連邦債務引上げ問題を契機に、歴史的な円高局面も相俟って8月から再び世界同時株安に見舞われ、11月には8,000円台の前半へ下げる展開となりました。

その後、欧州では金融安定ファシリティーといった救済基金やECBの3年物固定金利オペ (LTRO) 100兆円供給などにより財務危機の先送りができ、また米国景気もクリスマス商戦を機に上向きに転じたこと、日本においても大震災や原発事故、タイ洪水に超円高と相次ぐ苦難をどうにか潜り抜け、2月に日銀がインフレ目途1%と追加緩和を決めたことで円高デフレ脱却への期待が高まり、日経平均株価は3月に1万円台を回復して期末を迎えることとなりました。

当事業年度は、大震災以降の東電原発事故に続き、10月以降、本邦企業や証券市場・年金分野を巡る事故や不祥事、ショッキングな破たんや業績悪化が相次いで、投資家に何度も耐乏を強いた歴史に残る波乱に富んだ期となりました。東証1部の売買代金(1日平均)も4月の1.4兆円台が12月には9,500億円程度にまで落ち込み、「8年半ぶり」の低水準となりましたが、年明け以降、円高修正と共に株高が進んだことで、3月には1.5兆円台まで回復しました。

個人投資家の動きも1年を通しては総じて様子見機運となり、当事業年度の1日当たり株式個人売買代金は4,493億円と前事業年度から14.7%減少し2003年度以来の低水準となりました。また、当事業年度末の三市場の信用取引買建残高も1兆3,892億円と前事業年度末の1兆4,621億円から5.0%減少しました。

このような厳しい環境の中、当事業年度の当社業績は、営業収益は前事業年度比12.0%減少の12,368百万円、経常利益は前事業年度比29.7%減少の3,098百万円、当期純利益は前事業年度比165.8%増加の1,587百万円となりました。証券口座数は767,607口座(前事業年度末731,891口座)、信用口座数は81,225口座(前事業年度末76,832口座)と順調に増加しました。また、預り資産は11,457億円(前事業年度末11,093億円)と前事業年度末比3.2%の増加となりました。

当社は『顧客投資成績重視の経営』を経営理念に掲げ、損をしないことが利益に繋がるという「リスク管理追求型」のコンセプトの下、特許を取得している「逆指値」を始めとする利便性と安定性を追求した独自のサービスを提供するとともに、個人投資家の皆様に新しい投資スタイルを啓蒙すべく、取り組んでまいりました。

当事業年度のROE(自己資本利益率)は4.9%となり、当社が目標としている20%を下回っておりますが、収益増強や経営効率・資本効率の改善を通じて、ROE20%を目指してまいります。

#### ② 設備投資の状況

当社は、コンピューターシステムを自社開発、自社運営しており、又、新規ビジネスへの参入や災害等に備えた事業継続計画(BCP)の実現のために必要な設備投資を続けてきております。当事業年度の設備投資額は1,061百万円で、ソフトウェアを中心とした新規ビジネスに係る投資並びにシステム増強に対して行いました。

## ③ 資金調達の状況

短期借入金につきましては、信用取引残高の減少等に伴い資金需要が低下したことから借入額を減額し、当事業年度末残高は前事業年度末に比べ170億円減少の60億円となりました。

# (2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

(単位:百万円)

区	分	第10期 平成20年4月1日から 平成21年3月31日まで	第11期 平成21年4月1日から 平成22年3月31日まで	第12期 平成22年4月1日から 平成23年3月31日まで	第13期 平成23年4月1日から 平成24年3月31日まで
営 業 ( 受 入 =	収 益 手数料)	16, 743 (11, 231)	15, 084 (10, 058)	14, 052 (8, 713)	12, 368 (7, 276)
経 常	利 益	5, 996	4, 905	4, 404	3, 098
当 期 約	純 利 益	3, 643	3, 092	597	1, 587
1株当たり	当期純利益	3,908円34銭	3,436円03銭	3円35銭	9円02銭
総	資 産	344, 100	389, 292	395, 005	395, 810
純	資 産	33, 761	35, 664	32, 615	32, 779
1株当たり	り純資産額	37,512円05銭	39,623円97銭	185円20銭	186円13銭

- (注) 1. 平成22年4月1日付をもって、1株につき200株の割合で株式分割いたしました。
  - 2. 平成23年3月11日に発生した東日本大震災後の相場急落に伴い、多額の顧客決済損が発生し、第12期における当期純利益、1株当たり当期純利益が、大きく減少しております。

## (3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

会	社	名	資	本	金	当社に対する 議決権の比率	主要な事業内容
株式会社三ル・グルー	菱UFJフ プ	ィナンシャ		2, 13	38, 487 百万円	56. 0% (56. 0%)	傘下子会社及びグループの経 営管理、並びにそれに付帯す る業務
株式会社三	菱東京U F	₹J銀行		1, 7	11,958 百万円	44. 3% ( — )	銀行業

- (注) 「当社に対する議決権の比率」欄の( ) 内は、間接所有する議決権の比率を内数で記載しております。
  - ② 重要な子会社の状況 該当事項はありません。

#### (4) 対処すべき課題

長期化する株式市場低迷を受けて株式個人委託売買代金が縮小し、収益が伸び悩む厳しい環境の中で、MUFGグループとしての総合力や当社ならではのIT力を活かした競争力強化により、業界内ポジションの向上を目指すとともに、内部統制/品質管理態勢を強化し強固なビジネス基盤を確立してまいります。

- ① MUFGグループとの業務提携成果の結実 MUFGグループ各社との業務提携において、金融商品仲介における口座開設の利便性 追求、銀行サービスとの連携施策の展開、金融商品仲介業者の拡充、海外商品の拡充をは じめとする海外展開の検討などの各種施策を通じて営業面成果の結実につなげていきます。
- ② 金融商品取引業者としての法令遵守、内部統制及び品質管理態勢の強化金融商品取引業者に求められるプリンシプルベースを背景とした法令遵守態勢の確立のため、継続して強固なコンプライアンス意識の高揚を図ります。又、財務報告に係る内部統制報告制度(J-SOX)においてもISO経営フレームワークを基軸とし、グループ・ベースでの内部統制基盤、リスク管理態勢基盤の整備・高度化を図ります。さらには、認証取得(BCMS(BS25999-2:2007))によるBCP(事業継続計画)の高度化により安定したシステム基盤によるサービスの提供、及びISO10002:2004(苦情対応マネジメントに関する国際規格)の苦情対応プロセスを糧とするお客様本位のサービスとECS2000(倫理法令遵守マネジメントに関する国内規格)を基盤とするコンプライアンスのPDCAサイクルを継続してまいります。
- ③ 金融サービスの情報処理産業化及び取引執行競争に対応した競争力の追求 金融サービスの情報処理産業化及び取引執行競争の進展に伴い、当社のITインフラカ を活かした新規業務・サービスの展開を通じて、競合他社との競争力強化を図ります。具 体的には、スーパー証券口座をマーケティング基軸とした機能強化、上場商品の拡充等の デリバティブ展開の強化、取引執行処理の高速化、新たなモバイルチャネルや取引手法へ の対応、投資信託、債券等アセット型商品の強化などに取り組んでまいります。

#### ④ コスト競争力の維持

マクロの経済環境の低迷が長引く中、当社の主たる業務である金融商品取引業は株式等の市況の影響を大きく受けております。当社は従来より、経営効率性の指標としてコストカバー率を重視しております。コストカバー率は収益同様低下傾向にあるものの、オンライン証券業界の中でも高い水準で推移しております。当社は今後も厳格なコストコントロールを通じて、他社比優位なコスト競争力を維持してまいります。

#### (5) **主要な事業内容**(平成24年3月31日現在)

- ① 株式の取扱業務
  - イ. 委託売買業務

金融商品取引所において、顧客の注文に従って現物取引及び信用取引の売買を執行する業務

- ロ. 募集・売出しの取扱業務 株式の募集又は売出しにつき、顧客に販売する業務
- ② デリバティブ商品の取扱業務
  - イ. 先物・オプション取引の委託売買業務

金融商品取引所における顧客の注文に従って売買を執行する業務及びシカゴ・マーカンタイル取引所における夜間先物取引の取扱業務

口. 外国為替証拠金取引業務

取引証拠金の預託を受けた顧客から外国通貨の注文を受け、相対取引で売買を行う業 務及び通貨関連デリバティブ取引として金融商品取引所に取り次ぐ業務

- ハ. 株価指数証拠金取引業務
  - 金融商品取引所における上場株価指数証拠金取引の取扱業務
- ニ. カバードワラント取扱業務

金融商品取引所における上場カバードワラント及び店頭カバードワラントの取扱業務

- ③ 投資信託の取扱業務
  - 投資信託受益証券及び外国投資信託受益証券の募集の取扱業務
- ④ 債券の取扱業務

債券の募集又は売出しにより顧客に販売する業務及び流通市場において売買する業務

## (6) 主要な営業所(平成24年3月31日現在)

本 社 東京都千代田区大手町一丁目3番2号

移動営業所第1号 東京都中央区新川一丁目28番7号

## (7) **使用人の状況**(平成24年3月31日現在)

区	分	使	用	人	数	前事業年度末比増減	平	均	年	齢	平均勤続年数
男	性			61	名	2名減少			38. 9ī	敍	4.9年
女	性			30		1名減少			36. 1		5. 8
合計又	は平均			91		3名減少			38. 0		5. 2

(注) 使用人数は使用人兼執行役及び臨時使用人(派遣社員)8名は含まれておりません。

## (8) 主要な借入先の状況 (平成24年3月31日現在)

借	入	先	借	入	額
日 本 証	券 金 融 株	式 会 社		15	5,938百万円
株式会社	生ジャパンネ	ット 銀 行		5	, 000
株式会社	土三菱東京U	F J 銀 行		2	, 500

# (9) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はございません。

# **2**. **株式の状況** (平成24年3月31日現在)

(1) 発行可能株式総数

666,000,000株

(2) 発行済株式の総数

185, 137, 400株

(3) 株主数

41,342名

(4) 大株主 (上位10名)

株 主	名	持	未 数	持	株	比	率
株式会社三菱東京UFJ翁	银行	78,	117,600株			44. 3	35%
三菱UFJ証券ホールディングス株式	会社	20,	637, 400			11. 7	71
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信詞	託口)	5,	548, 700			3. 1	15
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信言	壬口)	5,	341, 100			3. (	)3
東短ホールディングス株式:	会 社	2,	261, 400			1. 2	28
日本マイクロソフト株式:	会 社	1,	728, 400			0.9	98
クレディ・スイス・セキュリティーズ(ヨーロッ/ ミテッド ピービー セック イント ノン テ ール クラインアント		1,	584, 500			0.8	39
CGML-IPB CUSTOMER COLLATERAL	A C	1,	447, 200			0.8	32
第一生命保険株式会社 特別勘定年	金口	1,	432, 600			0.8	31
資産管理サービス信託銀行株式会社(年金特金	≧□)	1,	384, 100			0. 7	78

<sup>(</sup>注) 1. 自己株式 (9,024,694株) は、上記大株主からは除外しております。

<sup>2.</sup> 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

## 3. 新株予約権等の状況

(1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況(平成24年3月31日現在)

平成18年3月29日開催の取締役会決議による新株予約権

- 新株予約権の数
  - 834個 (新株予約権1個につき600株)
- 新株予約権の目的である株式の数 500,400株
- ・新株予約権の払込金額 払込を要しない
- ・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 1個当たり 981,600円(1株当たり 1,636円)
- ・新株予約権の行使に際して株式を発行する場合の資本組入額 1株当たり 818円
- ・新株予約権を行使することができる期間 平成19年7月1日から平成24年6月30日まで
- 新株予約権の行使の条件
  - イ. 新株予約権の割当を受けた者(以下「対象者」という。)は、新株予約権の権利行 使時においても、当社の取締役、執行役又は使用人の地位を保有していることを要 する。
  - ロ. 対象者に、定款又は社内規則に違反する重大な行為があった場合、対象者は、以後 新株予約権を行使することができないものとする。
  - ハ. 対象者が死亡した場合は、相続人がこれを行使できる。かかる相続人の権利行使の 条件は、当社と対象者との間で締結する新株予約権割当契約(以下「新株予約権割 当契約」という。)に定める条件による。
  - ニ. その他の権利行使の条件は、新株予約権割当契約に定めるところによる。
- ・当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的である株式の数	保 有	者	数
取 締 役 (社外取締役を除き執行役を含む)	246個	147,600株			1名
社 外 取 締 役	_				_

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況 該当事項はありません。

## 4. 会社役員の状況

- (1) 取締役及び執行役の状況 (平成24年3月31日現在)
  - ① 取締役

地		位	氏		名	担当及び重要な兼職の状況
取	締 役	会 長	廣「	了字	<u>_</u>	監査委員会委員 指名委員会委員長 報酬委員会委員長
取代表	締行	役 役 社 長	齋 菔	<b>美</b> 正	勝	最高経営責任者 (CEO)
	締 執 行 役	役 副 社 長	藤	日 通	敏	最高コンプライアンス責任者 (CCO)
取	締	役	長谷月	理	雄	指名委員会委員 報酬委員会委員 株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ常務取締役(代 表取締役) 三菱UFJ証券ホールディングス株式会社社外取締役
取	締	役	中木	† 正	博	監査委員会委員 指名委員会委員 報酬委員会委員 株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ執行役員 株式会社三菱東京UFJ銀行執行役員
取	締	役	竹户	7	朗	監査委員会委員長 プロアクト法律事務所代表(弁護士)
取	締	役	長が	艾 英	資	監査委員会委員 株式会社ENアソシエイツ代表取締役

- (注) 1. 取締役廣中享二氏、長谷川理雄氏、中村正博氏、竹内朗氏、長友英資氏は、社外取締役であります。
  - 2. 平成23年6月26日開催の第12回定時株主総会終結の時をもって、取締役柳井隆博氏は任期満了により退任いたしました。
  - 3. 平成23年6月26日開催の第12回定時株主総会において、中村正博氏は取締役に選任され就任いたしました。
  - 4. 当社は取締役竹内朗氏及び長友英資氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

#### ② 執行役

地	1		1	<u> </u>	氏			——— 名	担当
110	1		1	1/.	1	1		<u> </u>	1世 ====================================
代表	表 執	行	役 社	: 長	齋	藤	正	勝	最高経営責任者 (CEO)
代表	長執:	行 役	: 副 社	上長	藤	田	通	敏	管理本部長 最高コンプライアンス責任者 (CCO)
専	務	執	行	役	眞	部	則	広	管理本部副本部長兼コンプライアンス・リスク管理部長
専	務	執	行	役	雨	宮		猛	管理本部副本部長兼経営管理部長
執		行		役	臼	田	琢	美	営業本部長
執		行		役	冏	部	吉	伸	事務・システム本部長兼システム部長
執		行		役	石	Ш	陽	_	事務・システム本部副本部長兼事務部長

- (注) 1. 齋藤正勝氏、藤田通敏氏は取締役を兼務しております。
  - 2. 当事業年度中の執行役の異動

平成23年11月1日付で、執行役の担当業務を以下のとおり変更いたしました。

石川陽一 事務・システム本部副本部長兼事務部長 執行役

3. 当事業年度後の執行役の異動

平成24年5月1日付で、執行役の担当業務を以下のとおり変更いたしました。

専務執行役 眞部則広 事務・システム本部長兼事務部長

執行役 阿部吉伸 事務・システム本部副本部長兼システム部長

執行役 臼田琢美 営業本部副本部長 執行役 石川陽一 なし

## (2) 取締役及び執行役に支払った報酬等の総額

区						分	支	給	人	員	支	給	額
取 ( う	ち	社	締外	取	締	役 役)				6名 (6)			46百万円 (46)
執			行			役				7			134
合						計				13			180

- (注) 1. 執行役を兼務する取締役2名に対しては、取締役としての報酬を支払っておりません。
  - 2. 上記のほか、社外取締役が当社親会社又は当該親会社の子会社から受けた役員としての報酬額は56 百万円です。

#### (3) 取締役及び執行役の報酬に関する基本方針

取締役及び執行役の報酬に関する基本方針は、「報酬委員会規程」により以下のとおり定めています。

- ① 取締役報酬について
  - 取締役の個人別報酬額は、その主な職務が監督機能であることを鑑み、固定報酬のみとし、常勤又は非常勤の別、委員会委員の兼職又は非兼職の別により「報酬委員会規程」に定める金額を上限として、報酬委員会で決定する。
- ② 執行役報酬について 執行役の個人別報酬額は、生活保障と業績向上へのインセンティブ供与の観点から固定 報酬と変動報酬により構成し、定められた金額を上限として役付別の固定報酬額、並び に、変動報酬の具体的な算定式及び個人別の変動報酬額を、報酬委員会で決定する。

#### (4) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
  - ・取締役長谷川理雄氏は株式会社三菱UF Jフィナンシャル・グループの常務取締役(代表取締役)であります。当社は株式会社三菱UF Jフィナンシャル・グループの子会社である株式会社三菱東京UF J銀行とは通常の銀行取引のほか、金融商品仲介業、銀行代理業等の業務提携を行っております。
  - ・取締役中村正博氏は、株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループの執行役員並びに 同社の子会社である株式会社三菱東京UFJ銀行の執行役員であります。当社は株式会 社三菱東京UFJ銀行とは通常の銀行取引のほか、金融商品仲介業、銀行代理業等の業 務提携を行っております。
  - ・取締役竹内朗氏は、プロアクト法律事務所の代表(弁護士)であります。当社は同事務 所との間に記載すべき特別な関係はありません。
  - ・取締役長友英資氏は、株式会社ENアソシエイツの代表取締役であります。当社は同社 との間に記載すべき特別な関係はありません。
- ② 他の法人等の社外役員等としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
  - ・取締役長谷川理雄氏は三菱UFJ証券ホールディングス株式会社の社外取締役であります。当社は同社の子会社である三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社と新規公開株式等の委託販売等の業務提携を行っております。

- ③ 主要取引先等特定事業関係者との関係 該当事項はありません。
- ④ 当事業年度における主な活動状況
  - イ. 取締役会等への出席状況及び発言内容

ţ	也 位	Ĺ	氏	i	名		出	席	状	況	及	び	発	言	内	容
取	締	役	廣	中	享	=	当事業年の会員と	監査	委員会	13回の3	全てに	出席し	、取締	役会議	長、緊	古香委員
取	締	役	長名	川名	理	雄	当事業年の幅広いを行って	知見ら	や金融							
取	締	役	中	村	正	博	選任後には常にはいる。	れた野企画	監査委 や経営	員会10	回のう	ち8回	に出席	し、金	<b>总融分里</b>	子での幅
取	締	役	竹	内		朗	当事業年 内開催の 弁護士と	監査	委員会	13回の3	全てに	出席し	、監査	委員長	きとして	事業年度
取	締	役	長	友	英	資	当事業年 内開催の 門的見地	監査	委員会	13回の	うち12	回に出	に出席席し、	し、ス会社経	Z、当事 経営者と	事業年度として専

ロ. 社外取締役の意見により変更された事業の方針又はその他の事項 該当事項はありません。

## ⑤ 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害 賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、 会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

## 5. 会計監査人の状況

(1) 名称

有限責任監査法人トーマツ

#### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額(注)1 41百万円 当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額(注)2 43百万円

- (注) 1 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく 監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度 に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
  - 2 当社は、会計監査人に対して、顧客資産の分別管理の法令遵守に関する検証業務を委託し、対価を支払っております。

#### (3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事由に該当すると認められる場合には、監査委員全員の同意に基づき監査委員会が、会計監査人を解任します。この場合、監査委員会が選定した監査委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告します。

## 6. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、企業価値最大化のためには、自己資本に対する利益率の向上と積極的な株主還元がその基盤になると考え、利益率につきましてはROE(自己資本利益率)20%を経営目標としております。

配当については、信用取引拡大等に備えた財務体質の強化、およびコンピューターシステムへの投資等の将来の事業拡大に必要な内部留保の確保を行った上で、利益率に見合った株主還元を定量的にバランスをもって行うため、「配当性向30%以上かつDOE(株主資本配当率)4%以上の配当」を基本方針としております。収益力の増強および経営効率・資本効率の一層の向上を図ることによりROE20%を達成、配当性向30%以上により欧米標準のDOE6%を目指してまいります。

当事業年度の期末配当金につきましては、平成24年5月開催の取締役会決議を前提に、1株あたり8円といたします。

なお、当社は平成20年3月期から平成23年3月期にかけ、数度にわたり自己株式の取得を行っておりますが、今後も内部留保額や必要資本額の状況、個人株主数の推移などを勘案し、必要と判断した場合には自己株式の取得による株主還元を継続して検討してまいります。

## 7. 業務の適正を確保するための体制

監査委員会の職務の執行のため必要な事項及び執行役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するために必要な体制の内容は以下のとおりであります。

- ① 監査委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項 監査委員会の職務を補助すべき組織として内部監査室を設置しております。
- ② ①の取締役及び使用人の執行役からの独立性に関する事項 内部監査室は、監査委員会の監督下にあり、代表執行役及び業務執行部門から完全に独立した組織とし、その設置及び廃止に関する権限は取締役会に属するものとしております。 又、内部監査室長の任免並びに報酬は取締役会が決定し、その指揮権は監査委員会に属するものとしております。
- ③ 執行役及び使用人が監査委員会に報告をするための体制その他の監査委員会への報告に 関する体制

執行役又は使用人は以下の事項について監査委員又は監査委員会に報告する体制としております。

- ・当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、その事実
- ・監査委員会又は内部監査室から受領した改善要請に対する是正状況
- ・行政当局、取引所、証券業協会等が当社に対し行った検査、考査、監査の結果の内容
- ・ 行政当局、取引所、証券業協会等から処分を受けた場合にはその処分内容
- ・業務執行部門で実施した品質監査の結果
- ・業務執行の妥当性、適法性に疑義があると思われる事項が生じた場合には、その事項
- ・その他監査委員会又は監査委員会が選定する監査委員(以下、「選定監査委員」。) が定めた事項

④ その他監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査委員会を構成する取締役は、取締役会決議により定め、その員数は3名以上とし、その過半数は社外取締役であって執行役でない者でなければならないとしております。加えて、監査委員会は、必要に応じ、説明又は意見陳述のために取締役、執行役、担当管理職その他の社員を監査委員会に出席させることができるなど監査が実効的に行われることを確保する体制としております。

なお、選定監査委員は以下の権限を有することとしております。

- ・取締役若しくは執行役及び支配人その他使用人に対する職務の執行に関する事項の報告の請求
- ・当社の業務及び財産の状況の調査
- ・監査委員会の職務を執行するため必要があるときの当社の子会社に対する事業の報告 の請求
- ・監査委員会の職務を執行するため必要があるときの子会社の業務及び財産の状況の調 査
- ・取締役会の招集
- ・監査委員会が会計監査人を解任したときの株主総会に対する解任の事実及び解任理由 の報告
- ・監査委員会の職務を行うため必要があるときの会計監査人に対する会計監査に関する 報告の請求
- ・当会社と執行役又は取締役との間の訴えに係る訴訟の代表(監査委員が当該訴えの当事者である場合を除く。)
- ・調査の実施にあたり必要な場合の弁護士、公認会計士、コンサルタント及びその他の 外部アドバイザーの任用
- ⑤ 執行役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

執行役は、職務執行に係る情報を文書又は電子的媒体により保存を行う体制とし、文書の保存期間その他の管理体制については当社社規則に規定しております。

又、監査委員会又は選定監査委員が求めたときは、執行役はいつでも文書を閲覧に供す 体制としております。

情報の管理については、「セキュリティポリシー」及び「個人情報保護方針(プライバシーポリシー)」を定め、「情報セキュリティ方針」「情報管理ガイドライン」「個人情報保護規程」等の規定を整備し、その徹底を図る体制としております。

⑥ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

期初にリスク管理基本方針を制定し、リスクの認識、把握、リスクコントロール、報告を行う体制としております。

又、リスクの算定方法等、リスク算定基準、リスク算定等に係る内部管理体制の整備方法、リスク算定等にかかる基礎データの管理方法を当社規定に定めております。

⑦ 執行役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

代表執行役・役付執行役・執行役の職務・権限・責任等を定め、執行役の職務が効率的 に行われることを確保する体制としております。

具体的には、執行役社長が最高責任者として取締役会から委任された業務執行に係る事項を統括し、業務執行の重要な事項については代表執行役を含む常務執行役以上の役付執行役で構成する経営会議により決定することとしております。又、執行役は経営会議決議事項並びに業務執行に係る事項につき執行役社長を補佐して業務を執行することとしております。

- ⑧ 執行役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制「MUFG倫理綱領」「倫理規程」や「コンプライアンスマニュアル」等の「コンプライアンス規程」において、反社会的勢力との対決を含め、法令、自主規制機関の定款・諸規則、取引所規則、当社の定款・諸規程や社会規範の遵守を定め、コンプライアンス研修等によりその周知徹底を図っております。又、「コンプライアンスプログラム」に基づき、各期の方針・重点課題・施策を制定し、その実践により法令遵守を確保する体制としております。加えて、品質管理委員会による「品質監査」、内部監査室による「内部監査」において、法令等の遵守状況を検証しております。
- ⑨ 当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するため の体制

MUFG倫理綱領を採択するなど、法令等遵守・リスク管理等の内部統制に関して親会社における統括組織と適切に連携し、企業集団における業務の適正を確保する体制を構築しております。

又、親会社より取締役の派遣を受けておりますが、利益相反等の可能性に留意した取締役会運営を行うこととしております。

## ⑩ 財務報告の信頼性と適正性を確保するための体制

金融商品取引法の定めに従い、財務報告に係る内部統制に関する手順・文書を定め、全社レベル並びに業務プロセスレベルの統制活動の強化を通じて、財務報告の信頼性と適正性を確保する体制としております。

# <u>貸</u>借対照表 (平成24年3月31日現在)

(単位:百万円)

		産	の		部		負	4	債	の		<u>他・日カロ)</u> 部
科			目	金	額	科				目	金	額
流	動	資 遵	<u>幸</u>		390, 079	流	動	負	債	į		362, 124
現	金	• 預	金		25, 252	信	用	取	引 負	債		77,619
預		託	金		222, 027	,	信用	取 引	借り	、金		19, 724
信	用耳	取引 資	産		115, 271	,	信用取	引貸記	正券受	入 金		57, 894
			付 金		73, 408	有	価 証	券 担	保借	入金		16, 784
	信用取		1保金		41,862	預		ŋ		金		118, 807
立		替	金		148	受	入	保	証	金		122, 029
募		等 払 込			481	受	取	差	金 勘	定		1
短	期差		正金		24, 192	短	期	借	入	金		6,000
支前	払 差	差 金 戡	, ,—		585	1			の長期借	入金		17, 500
		払	金		20	1			会社長期			2, 500
前	払	費	用		215	IJ	_	ス	債	務		221
未	収	入	金		551	未		払		金		112
未		収	益		1, 255	未	<b>‡</b>	7	費	用		475
そ	.—		資産		76	繰	延		金負	債		72
固	定。		<b>奎</b>		5, 730	固	定	負	債	į		124
有	形固	定資	産		749	IJ	_	ス	債	務		124
建	н	/++:	物		214	特別	引法 上	: の 4				781
器	具	備	品		269				責任準			781
௶ <b>ஊ</b>	形固	ス <b>定 資</b>	産		266 <b>1, 812</b>	負	債		合	計		363, 030
<b>無</b> ソ		<b>ル 貝</b> ト ウ ェ	<b>産</b> . ア		1, 746		純	資	産		の	部
電	話	かる人	権		1, 740	株	主	資	本			32, 640
l IJ	山	カース 資	産		55	資		本		金		7, 196
	資 そ σ.				3, 168	資	本	剰	余	金		11, 913
投		有 価 証			1, 337	資	本	準	備	金		11, 913
出	只	r III III 資	· 分		2	利	益	剰	余	金		18, 203
長	期	貸付	金		1	そ	の他	利益		金		18, 203
長	期差		正金		375	緽	. 越	利益	剰余			18, 203
長		前 払 費			275	自	己		侏	式		△4, 673
繰	延和	说 金 資			1, 036	評個	<b>Б</b> • 換	9 算 身	E 額 等			138
長	期	立替	金		2,634				平価差額			138
貸	倒		金		$\triangle 2,496$	純	資	産	合	計		32, 779
資	産	合	計		395, 810		債 純	資	産 合	計		395, 810

# 損益計算書

(自 平成23年4月1日) 至 平成24年3月31日)

(単位:百万円)

	科					目		金	額
営		業	J	又		益			12, 368
受		入	手	数		料			7, 276
١	$\nu$	ー デ	ィン	グ	損	益			40
金		融		収		益			5, 051
金		融	į	費		用			1, 637
紑	ŧ	営	3	ŧ	収	!	益		10, 731
販	売	費 •	一般	管	理	費			7, 763
Ż	f		業		利		益		2, 968
営		業	外	収		益			463
営		業	外	費		用			333
紹	Ž.		常		利		益		3, 098
特		別	;	FIJ		益			27
金	i 融 i	商品取	引 責 任	準 備	金 戻	入			27
特		別	;	員		失			263
· 技	と 資	有 佰	五 証 参	斧 評	価	損			1
事	Ī	業	撤	退		損			261
税	引	l 前	当	期	純	利	益		2, 862
法	人 秭	色、 住	民 税 及	なび	事 業	税			355
法	人	税	等	調	整	額			918
法	/	人移	等 等	î	슼	計			1, 274
当		期	純		利		益		1, 587

# 株主資本等変動計算書

(自 平成23年4月1日) 至 平成24年3月31日)

(単位:百万円)

		株	主 資	本		評価・換算 差額等	
		資本剰余金	利益剰余金				
	資本金	資本準備金	その他利益 剰余金	自己株式	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	純資産合計
		貝平宇開立	繰越利益 剰余金			计侧左假並	
当 期 首 残 高	7, 196	11, 913	18, 024	△4, 673	32, 461	154	32, 615
事業年度中の変動額							
剰余金の配当			△1, 408		△1, 408		△1, 408
当 期 純 利 益			1, 587		1, 587		1, 587
株主資本以外の 項目の事業年度中 の変動額(純額)						△15	△15
事業年度中の変動額合計	_	_	178	-	178	△15	163
当 期 末 残 高	7, 196	11, 913	18, 203	△4, 673	32, 640	138	32, 779

#### 個別注記表

- 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記
  - (1) トレーディング商品に属する有価証券(売買目的有価証券及びデリバティブ取引)等の評価基準及び評価 方法
    - ① トレーディングの目的及び範囲

当社の行うトレーディング業務は、委託取引の円滑な執行を目的としております。トレーディング業務において取り扱う主要な商品は、株式、債券、投資信託受益証券、カバードワラント、株式に係る先物取引、オプション取引及び為替予約取引であります。

- ② 評価基準及び評価方法 時価法
- (2) トレーディング商品に属さない有価証券の評価基準及び評価方法 その他有価証券

① 時価のあるもの

決算日の市場価格に基づく時価をもって貸借対照表価額とし、取得原価 との評価差額を全部純資産直入する方法により処理し、売却原価は移動 平均法により算定しております。

② 時価のないもの 移動平均法による原価法

なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資(金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの)については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、貸借対照表については持分相当額を純額で、損益計算書については各損益項目の持分相当額を計上する方法によっております。

- (3) 固定資産の減価償却方法
  - 有形固定資產

定率法

(リース資産を除く)

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建 物 10年~15年

器具備品 5年~10年

② 無形固定資産

(リース資産を除く)

ソフトウェア

社内における見込利用可能期間 (5年) に基づく定額法

③ リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

④ 長期前払費用

定額法

(4) 引当金及び準備金の計上基準

① 貸倒引当金 債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率に

より、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、

回収不能見込額を計上しております。

② 金融商品取引責任準備金 証券事故による損失に備えるため、金融商品取引法第46条の5の規定に

基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」第175条に定めるところ

により算出した金額を計上しております。

(5) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は当事業年度の費用として処理しております。

ただし、資産に係る控除対象外消費税等は「繰延消費税(投資その他の資産のその他)」に計上し5年間で均等償却しております。

#### 2. 貸借対照表等に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額

969百万円

(2) 関係会社に対する金銭債権・債務

① 金銭債権 24,083百万円

② 金銭債務 26百万円

(3) 差入れている有価証券及び差入れを受けている有価証券の時価は次のとおりであります。

① 差入れている有価証券

イ 信用取引貸証券 60,055百万円 ロ 信用取引借入金の本担保証券 20,011百万円 ハ 消費貸借契約により貸し付けた有価証券 16,345百万円 二 差入保証金代用有価証券 46,574百万円 ② 差入れを受けている有価証券 イ 信用取引貸付金の本担保証券 70,203百万円 口 信用取引借証券 40,591百万円 ハ 消費貸借契約により借り入れた有価証券 42,973百万円 二 受入保証金代用有価証券 183,180百万円

## 3. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高

① 営業収益

20百万円

② 金融費用

9百万円

③ 販売費・一般管理費

202百万円

(2) 事業撤退損(特別損失)

事業撤退損の内容は、私設取引システム (PTS) 業務の終了に伴う損失であり、内容は次のとおりであります。

減損損失

218百万円

ライセンス契約の解約違約金等

43百万円

計

261百万円

#### 4. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株	式 0	) 種	類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普	通	株	式	185, 137, 400株	_	_	185, 137, 400株

(2) 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株	式の	り種	類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普	通	株	式	9,024,694株	_	_	9,024,694株

- (3) 剰余金の配当に関する事項
- ① 配当金支払額等

平成23年5月19日開催の取締役会決議による配当に関する事項

・配当金の総額

1,408百万円

・1株当たり配当額

8円

• 基準日

平成23年3月31日

効力発生日

平成23年6月13日

② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌事業年度になるもの 平成24年5月17日開催の取締役会決議による配当に関する事項

配当金の総額

1,408百万円

・1株当たり配当額

8 円

• 基準日

平成24年3月31日

· 効力発生日

平成24年6月11日

(4) 当事業年度末日における新株予約権に関する事項

	第 2 回 新 株 予 約 権 Aストック・オプション・プラン (平成18年3月31日発行)
目的となる株式の種類	普通株式
目的となる株式の数	474,000株

#### 5. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

金融商品取引責任準備金	278百万円
投資有価証券	211百万円
減価償却費	51百万円
貸倒引当金	796百万円
その他	8百万円
繰延税金資産小計	1,347百万円
評価性引当額	△287百万円
繰延税金資産合計	1,059百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	82百万円
その他	12百万円
繰延税金負債合計	95百万円
繰延税金負債の純額(流動)	72百万円
繰延税金資産の純額(固定)	1,036百万円

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳 法定実効税率 40.7%

(調整)

0.2% 交際費等永久に損金に算入されない項目 評価性引当額の減少  $\triangle 0.4\%$ 税率変更による期末繰延税金資産の減額修正 4.1% その他  $\triangle 0.1\%$ 44.5%

税効果会計適用後の法人税等の負担率

(3) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」(平成23 年法律第114号)及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する 特別措置法」(平成23年法律第117号)が平成23年12月2日に公布され、平成24年4月1日以後に開始する 事業年度から法人税率の引下げ及び復興特別法人税の課税が行われることとなりました。これに伴い、繰延 税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の40.7%から、平成24年4月1日に開始す る事業年度から平成26年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については38.0%に、平 成27年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については35.6%となります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額(繰延税金負債の金額を控除した金額)は106百万円減少し、 法人税等調整額は117百万円増加しております。

#### 6. リースにより使用する固定資産に関する注記

所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が、平成20年3月31日以前のリース取 引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっており、その内容は以下のとおりであ ります。

(1) 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額

支払リース料 22百万円 減価償却費相当額 21百万円 支払利息相当額 0百万円

- (2) 減価償却費相当額の算定方法
  - リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。
- (3) 利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、 利息法によっております。

#### 7. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社は、個人顧客を対象としたブロカレッジ業務に基本的に特化しており、顧客向けブロカレッジ業務の一環として行う信用取引に係る金銭の貸付(信用取引貸付金)を行っております。また、顧客から受け入れた預り金、信用取引等に係る受入保証金、デリバティブ取引に係る受入証拠金及び外国為替証拠金取引に係る証拠金等を顧客分別金信託又は区分管理信託として、信託銀行へ預託(預託金)しております。

信用取引貸付金は、顧客の債務不履行によってもたらされる信用リスクに晒されておりますが、与信限度額、立替発生の防止及び発生時の処理などに関して社内規則で厳格に定め、個別貸倒の発生を極小化するための管理体制を構築しております。

顧客分別金信託及び区分管理信託の信託財産は、信用リスク並びに金利の変動リスクに晒されておりますが、運用は主に国債及び有担保コール等を中心としており、信用リスクは僅少です。また、これらの運用・管理方針は社内規則に厳格に定められており、市場リスク相当額を含む自己資本規制比率を、金融庁告示に基づき毎営業日に経営管理部が算定し、執行役社長及び内部管理統括責任者に報告しております。

信用取引貸付金に充当するため、株式市場、金融市場の状況や、信用取引残高の増減等資金需要を勘案して、証券金融会社又は証券会社からの借入(信用取引借入金)、コールマネーや銀行借入(短期借入金、一年内返済予定の長期借入金及び一年内返済予定の関係会社長期借入金)による資金調達を行っております。

これらの借入金は、一定の環境の下で当社が市場を利用できなくなる場合など、支払期日にその支払を実行できなくなる流動性リスクに晒されております。支払準備の確保、支払期日の管理方法など資金調達に係る管理方法は社内規則により厳格に規定されており、資金繰りの状況は経営管理部から毎営業日、執行役社長及び最高財務責任者に報告されております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成24年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。 なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません ((注2)参照)。

	貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
①現金・預金	25, 252	25, 252	_
②預託金	222, 027	221, 999	△28
③信用取引貸付金	73, 408	73, 408	_
④信用取引借証券担保金	41, 862	41, 862	_
⑤短期差入保証金	24, 192	24, 192	_
⑥投資有価証券	356	356	_
⑦長期立替金	2, 634		
貸倒引当金(*1)	△2, 496		
	138	138	_
資産計	387, 239	387, 210	△28
①信用取引借入金	19, 724	19, 724	_
②信用取引貸証券受入金	57, 894	57, 894	_
③有価証券担保借入金	16, 784	16, 784	_
④預り金	118, 807	118, 807	_
⑤受入保証金	122, 029	122, 029	_
⑥短期借入金	6,000	6,000	_
⑦1年内返済予定の長期借入金	17, 500	17, 500	_
<ul><li>⑧1年内返済予定の関係会社長期借入金</li></ul>	2, 500	2,500	_
負債計	361, 240	361, 240	_

(\*1) 長期立替金に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

## (注1) 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

## <u>資産</u>

#### ①現金・預金

預金はすべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

#### ②預託金

預託金に含まれる債券及びマルチコーラブル預金(定期預金)の時価は、取引金融機関等から提示された価格によっております。

また、有担保コール貸付は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。

③信用取引貸付金、④信用取引借証券担保金、⑤短期差入保証金 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。 ⑥投資有価証券

上場株式の時価は取引所の価格によっております。

⑦長期立替金

長期立替金については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額に基づいて貸倒見積額を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表価額から現在の貸倒見積額を控除した金額に近似しており、当該価額をもって時価としております。

#### 負債

- ①信用取引借入金、②信用取引貸証券受入金、③有価証券担保借入金、④預り金、⑤受入保証金、⑥短期借入 金
  - これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。
- ⑦1年内返済予定の長期借入金、⑧1年内返済予定の関係会社長期借入金 これらは変動金利によるものであり、短期間で市場金利を反映し、また、当社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。

#### (注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	貸借対照表計上額(百万円)	
非上場株式 (*1) (*2)	381	
投資事業有限責任組合出資持分(*3)	598	

- (\*1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時 価開示の対象とはしておりません。
- (\*2) 当事業年度において、非上場株式について1百万円の減損処理を行っております。
- (\*3) 投資事業有限責任組合出資持分のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしておりません。

#### 8. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 関連当事者との取引 兄弟会社等

属性	会社等の名称	資本金又は 出 資 金 (百万円)	事業の内容又は職業	議 決 権 等 の 所 有 (被所有) 割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
	三菱UFJ信託	324, 279	信託銀行業	_	銀行取引	金銭信託	_	預託金	43, 675
	銀行(株)	324, 213	銀行業		1 1 1 X 7 1	支払手数料	20	未払費用	9
親会社の子会						有価証券の売買	46, 345	_	_
社	三菱UFJモル	40 500	金融商品		스라고디다기	有価証券売却益	235	_	_
	ガン・スタン レー証券(株)	ガン・スタン 40,500 取削 レー証券㈱ 取引業	金融商品取引業	_	一 金融商品取引	信用取引	_	信用取引借証 券担保金	9, 772
						信用取引品借料	40	未払費用	13

- (注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
  - 2. 取引条件及び取引条件の決定方針等
    - (1) 支払手数料については、一般の取引条件と同様に決定しております。
    - (2) 金銭信託の取引金額については、顧客分別金信託及び区分管理信託必要額の差替を日々行っているものであり、かつ金額が多額であるため記載しておりません。
  - 3. 有価証券の売買は、形式的には三菱UFJ信託銀行(株)及び日証金信託銀行(株)の金銭信託で保有する 有価証券の売買ですが、実質的には同金銭信託を経由した、当社と三菱UFJモルガン・スタンレー証 券(株)との取引によるものです。なお、有価証券売買の取引条件は、一般の取引条件と同様に決定 しております。
  - 4. 信用取引の取引金額については、顧客取引に伴う洗替を日々行っているものであり、かつ金額が多額であるため記載しておりません。
  - (2) 親会社又は重要な関連会社に関する注記
  - 親会社情報

株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ

(東京証券取引所、大阪証券取引所、名古屋証券取引所、ニューヨーク証券取引所に上場)

株式会社三菱東京UFJ銀行(非上場)

② 重要な関連会社の要約財務情報 該当事項はありません。

#### 9. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額

186円13銭

(2) 1株当たり当期純利益

9円02銭

(3) 1株当たり当期純利益金額の算定基礎

1株当たり当期純利益

①普通株式に係る当期純利益

イ損益計算上の当期純利益

口普通株主に帰属しない金額

ハ差引普通株式に係る当期純利益

②普诵株式の期中平均株式数

1,587百万円

一百万円

1,587百万円

176, 112, 706株

## 10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

#### 11. 追加情報

(会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用)

当事業年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正 に関する会計基準」(企業会計基準第24号 平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する 会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日)を適用しております。

なお、「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号)に基づき、当事業年度の「貸倒引当金戻入額」は、「営業外収益」に計上しておりますが、前事業年度については遡及処理を行っておりません。

#### 12. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

#### 会計監査人の監査報告

## 独立監査人の監査報告書

平成24年5月11日

カブドットコム証券株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員

公認会計士 御子柴 顯

(EII)

指定有限責任社員 業務執行社員

公認会計士 小林 弘幸

(EII)

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、カブドットコム証券株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第13期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

#### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が 実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重 要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意 見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手 続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。ま た、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も 含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

#### 監査委員会の監査報告

## 監查委員会監查報告書

当監査委員会は、平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第13期事業年度における取締役及び執行役の 職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査の方法及びその内容

監査委員会は、会社法第416条第1項第1号ロ及びホに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該 決議に基づき整備されている会社の内部統制にかかる体制全般について取締役及び執行役並びに使用人等 からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明し、か つ、取締役会が定めた監査委員会規程及び当期の監査方針並びに監査委員会が定めた職務の分担等に従い、 会社の内部監査室その他内部統制所管部門と連係の上、重要な会議に出席し、取締役及び執行役等からそ の職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及 び財産の状況を調査しました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等 変動計算書及び個別注記表)及びそれらの附属明細書につき検討いたしました。

#### 2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
  - 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認め ませ
  - 二 取締役及び執行役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は 認められません。
  - 三 内部統制にかかる体制全般に関する取締役会の決議の内容は相当と認めます。また、当該内部統制 にかかる体制全般に関する事業報告の記載内容並びに取締役及び執行役の職務の執行についても、 指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

#### 平成24年5月17日

カブドットコム証券株式会社 監査委員会

監査委員長 竹 朗 監査委員 廧 中 (印) 博 村 IF. (EII) 監查委員 中 英 監查委員 長 友 箵 (EII)

(注)監査委員竹内朗、廣中享二、中村正博及び長友英資は会社法第2条第15号及び第400条第3項に規定する社外取締役であります。

以上

# 株主総会参考書類

## 議 案 取締役7名選任の件

取締役全員(7名)は本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、指名委員会の決定に基づき取締役7名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 ( 重要な兼職の状況)	所有する当社 株 式 の 数
1	のうじま の ぶ お 能 島 伸 夫 (昭和26年1月17日生)	昭和49年4月 ㈱三和銀行入行 平成6年11月 同行 越谷支店長 平成9年2月 同行 東京業務本部支店部上席指導役 平成10年5月 同行 本郷支店長 平成13年1月 同行 堀留支店長 平成14年1月 ㈱UFJ銀行 堀留支店長 平成15年5月 同行 新宿新都心支店長 平成16年7月 同行 執行役員 京都支店長 平成17年6月 ㈱モビット 代表取締役社長 平成20年6月 ㈱大正銀行 代表取締役社長(現職)	
2	さいとう まさかつ 齋 藤 正 勝 (昭和41年5月13日生)	平成元年4月 野村システムサービス㈱入社 平成5年8月 第一證券㈱入社 平成10年10月 伊藤忠商事㈱入社 オンライン証券設立プロジェクトに参画 平成11年6月 日本オンライン証券㈱設立に伴い同社入社 情報システム部長 平成11年9月 同社 取締役 平成13年4月 当社 執行役員情報システム部長 平成14年5月 当社 最高業務執行責任者 平成15年6月 当社 代表取締役C00 平成16年6月 当社 代表執行役社長 平成17年6月 当社 取締役兼代表執行役社長 (現職)	603, 000株

候補者 号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 ( 重要な兼職の状況)	所有する当社 株 式 の 数
3	ふ じ た みちとし 藤 田 通 敏 (昭和31年7月15日生)	昭和55年4月	8, 900株
4	かがわ あきひこ加 川 明 彦 (昭和30年10月6日生)	昭和55年4月 ㈱東京銀行入行 平成18年1月 ㈱三菱東京UFJ銀行 外貨資金証券部長 平成18年6月 同行 執行役員 外貨資金証券部長 平成19年5月 同行 執行役員 市場業務部長 平成21年2月 同行 執行役員 金融市場部長 平成22年5月 同行 執行役員 総合リスク管理部長 ㈱三菱UFJフィナンシャル・グループ 執行役員 リスク統括部長 平成24年5月 同社 常務執行役員 (現職) (重要な兼職の状況) (乗要な兼職の状況)	_

候補者 号	氏 名 (生年月日)	略 歴 、 当 社 に お け る 地 位 、 担 当 ( 重 要 な 兼 職 の 状 況 )	所有する当社 株 式 の 数
5	ひらかた こういち 平 方 浩 一 (昭和40年9月4日生)	平成元年4月 (株三菱銀行入行 平成20年4月 (株三菱東京UFJ銀行 金融法人部次長 平成24年5月 同行 リテール企画部副部長(現職) (株三菱UFJフィナンシャル・グループ リテー ル企画部副部長(現職) (重要な兼職の状況) (株三菱UFJフィナンシャル・グループ リテール企画部副部長 (株三菱東京UFJ銀行リテール企画部副部長	_
6	たけうち あきら竹 内 朗(昭和42年5月25日生)	平成8年3月 最高裁判所司法研修所卒業 平成8年4月 弁護士登録 平成18年8月 国広総合法律事務所パートナー就任 平成20年6月 大興電子通信株式会社社外監査役 (現職) 平成22年4月 プロアクト法律事務所代表就任(現職) 平成22年6月 当社 取締役(現職) <当社における地位、担当> 監査委員会委員長 (重要な兼職の状況) プロアクト法律事務所代表(弁護士)	_

候 補 者 号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社 株 式 の 数
7	ながとも えいすけ 長 友 英 資 (昭和23年7月7日生)	昭和46年4月 東京証券取引所入所 平成5年6月 同所 上場部上場管理室長 平成10年6月 同所 国際部長 平成11年6月 同所 会員部長 平成12年6月 同所 総務部長 平成13年11月 (㈱東京証券取引所 執行役員 平成15年6月 同社 常務取締役 平成17年12月 同社 常務取締役(最高自主規制責任者) 平成19年6月 同社 顧問 平成19年10月 (㈱ENアソシエイツ 代表取締役(現職) 平成20年4月 早稲田大学大学院 商学研究科 客員教授(現職) 平成20年5月 (㈱セディナ 監査役(現職) 平成20年6月 オムロン(㈱ 監査役(現職) 平成20年6月 オムロン(㈱ 監査役(現職) 平成22年6月 (㈱ミロク情報サービス 取締役(現職) 平成22年6月   端ミロク情報サービス 取締役(現職) 平成22年6月   当社 取締役(現職) マ成22年6月   当社 取締役(現職) マ成25年6月   当社 取締役(現職)	_

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間にいずれも特別の利害関係はありません。
  - 2. 取締役候補者能島伸夫氏、加川明彦氏、平方浩一氏、竹内朗氏及び長友英資氏は、社外取締役候補者であります。なお、竹内朗氏及び長友英資氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
  - 3. 株式会社三菱UF Jフィナンシャル・グループ並びにその子会社及び関連会社は、会社法施行規則第 2条第3項第19号に規定する当社の特定関係事業者に該当しており、各社外取締役候補者と株式会社 三菱UF Jフィナンシャル・グループを含む特定関係事業者との関係については注記4.(1)~(5)の各④に記載をしております。
  - 4. 各社外取締役候補者の「①社外取締役として選任した理由」「②本株主総会の終結時における当社の 社外取締役に就任してからの在任期間」「③当社または他の会社の役員として在任中の当社または当 該他の会社における法令又は定款に違反する事実、又、その他不当な業務執行が行われた事実」「④ 特定関係事業者との関係」は、以下のとおりであります。

#### (1) 能島伸夫氏(新任)

- ①同氏を社外取締役候補者として選任した理由は、銀行において支店長を歴任し、金融系の会社で 代表取締役を歴任するなど、金融分野での幅広い知見や金融機関経営の経験などを取締役会によ る経営監督に活用でき、取締役会長として当社の経営全般に関する適切な監督を遂行できるもの と判断したためであります。
- ②同氏は、新任の取締役候補者であり、該当事項はございません。
- ③該当事項はございません。
- ④同氏は、過去5年内において、平成17年6月から平成20年6月まで、当社の親会社の関連会社である株式会社モビットの代表取締役社長であり、平成20年6月から平成24年6月まで、当社の親会社の関連会社である株式会社大正銀行の代表取締役社長であります。
- (2) 加川明彦氏(新任)
- ①同氏を社外取締役候補者として選任した理由は、銀行において金融市場関連業務に長年に渡って 従事、また執行役員としてリスク管理の観点も含めて経営に参画した経験があるなど、金融分野 に関する幅広い知見や金融機関経営の経験などを取締役会による経営監督に活用でき、社外取締 役としての職務を適切に遂行することができるものと判断したためであります。
- ②同氏は、新任の取締役候補者であり、該当事項はございません。
- ③該当事項はございません。
- ④同氏は、現在株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ常務執行役員であります。なお、同 氏の過去5年間の業務執行者としての経験は、略歴に記載のとおりであります。

- (3) 平方浩一氏(新任)
- ①同氏を社外取締役候補者として選任した理由は、銀行において法人分野やリテール分野の経営職を歴任し、幅広い経営企画や経営管理を経験しており、これらの業務経験を取締役会による経営監督に活用することで、社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断したためであります。
- ②同氏は、新任の取締役候補者であり、該当事項はございません。
- ③該当事項はございません。
- ④同氏は、現在株式会社三菱UF J フィナンシャル・グループリテール企画部副部長兼株式会社三菱東京UF J 銀行リテール企画部副部長であります。なお、同氏の過去5年間の業務執行者としての経験は、略歴に記載のとおりであります。
- (4) 竹内朗氏(再任)
- ①同氏は、社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、同氏を社外取締役候補者として選任した理由は、弁護士としての見識や経験、企業法務やコンプライアンス、リスクマネジメントに関する相当な知見に基づく専門的な視点を取締役会による経営監督に活用でき、また独立性が高いことから中立的かつ客観的な立場で社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断したためであります。
- ②同氏の社外取締役の在任期間は、本株主総会の終結の時をもって2年となります。
- ③該当事項はございません。
- ④同氏は、当社の特定関係事業者との関係はございません。
- (5) 長友英資氏(再任)
- ①同氏を社外取締役候補者として選任した理由は、取引所での証券市場管理業務等における豊富な 経験と知識に基づく専門的な視点を取締役会による経営監督に活用でき、また独立性が高いこと から中立的かつ客観的な立場で社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判 断したためであります。
- ②同氏の社外取締役の在任期間は、本株主総会の終結の時をもって2年となります。
- ③該当事項はございません。
- ④同氏は、当社の特定関係事業者との関係はございません。
- 5. 当社は、社外取締役として有能な人材を迎えることができるよう、社外取締役との間で、当社への損害賠償責任を一定範囲に限定する契約を締結できる旨を定款に定めており、各社外取締役と同契約を締結しております。社外取締役候補者が当社取締役として選任された場合、責任限定契約を締結する予定であります。当該責任限定契約の内容の概要は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約としており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

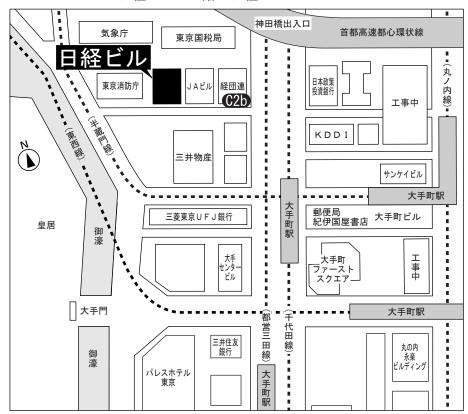
以 上

₹	

# 株 主 総 会 会 場 ご 案 内 図

会場:東京都千代田区大手町一丁目3番7号

日経ビル 3階 日経ホール



## (交通)

東京メトロ:千代田線・半蔵門線・東西線・丸ノ内線

都営地下鉄:三田線

上記地下鉄各線の「大手町駅」下車

会場は「C2b」出口と直結しております。

#### お願い

・駐車場のご用意はいたしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。